

報告第 1 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 11 月 11 日提出

我孫子市長 星野順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	6,500円	令和7年5月31日午後4時頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市北新田1446番地先市道23-001号線を走行中、当該市道の舗装剥離箇所に当該乗用車の左側前輪が落下し、当該左側前輪のタイヤを損傷させた。	令和7年10月16日 市 50% 相手方 50%